

● 土地改良区体制強化事業，土地改良施設維持管理適正化事業

農業用水利施設の診断を支援

（土地改良区体制強化事業の施設・財務管理強化対策

旧：土地改良施設管理円滑化事業）

施設の状態判断『どこを見ればいいのか』にお応えします。

施設・財務管理強化対策では，定期診断指導対象施設について，年次実施計画に基づき実施しています。

【定期診断指導対象施設】（団体営規模以上により造成された施設）

区 分	施設選定基準	診断 サイクル	対象施設数
ダ ム	堤高 15 m 以上	5 年	5 5
頭首工	可動式	3 年	6 0
揚水機	口径 100 mm 以上		3 7
排水機	口径 250 mm 以上		7 5
樋門水門	—		6 5
水 路	—		1 8
畑かん施設	—		1 0
ため池	堤高 10 ～ 15 m 未満	5 年	5 7
計			3 7 7

診断結果は，**k1・k2・k3・k4 のランクを付け**，
整備補修を要する施設は，補助対象事業や適正化事業で
改修をするよう指導・助言します。



揚水機の診断



頭首工の診断

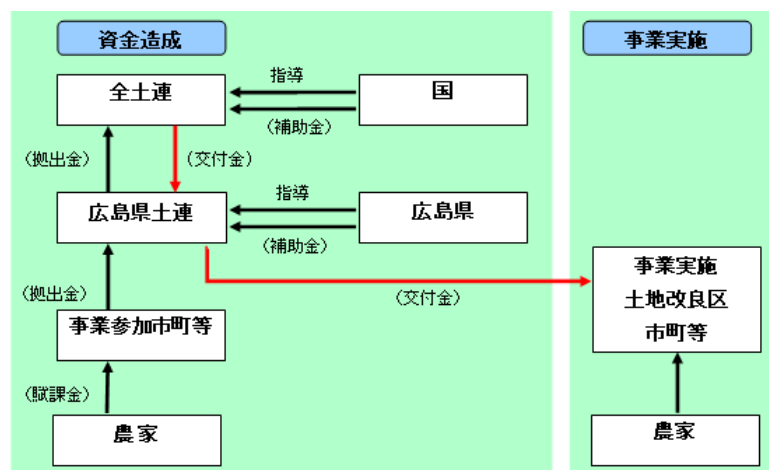
上記の定期診断指導対象施設とは別に，施設管理者からの**要請に基づく**診断・管理指導は，**適宜実施**しています。

補助率：国 50%，県 25%，広島県土連 25%

機能回復のための整備・補修を支援

（土地改良施設維持管理適正化事業）

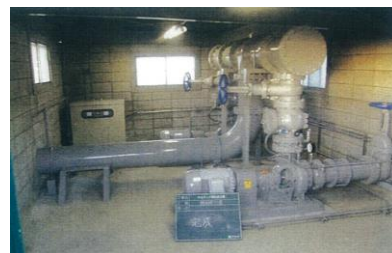
この事業は，相互扶助による事業となっており，整備補修を希望する市町，土地改良区が「維持管理適正化事業」に加入し，事業費の 30% を 5 年間均一に積立て，事業実施年度に事業費の 10% を負担して整備・補修を実施します。



腐食状況



揚水機の分解



整備補修後

事業主体：土地改良区，市町等の土地改良施設管理団体

採択基準：団体営規模以上の事業により造成された水利施設で，
事業費が 200 万円以上の整備補修等

補助率：国 30%，県 30%，事業実施主体 積立：30%，実施年度 10%



担当窓口：技術支援課

電 話：082-502-7473